

川口市特別養護老人ホーム等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、特別養護老人ホーム等の整備を進めるため、市内において特別養護老人ホーム等の施設整備を行う社会福祉法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。
- (2) 特別養護老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（定員30人以上の広域型特別養護老人ホームに限る。）をいう。
- (3) 老人短期入所施設 特別養護老人ホームの創設整備に伴い併設する老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。
- (4) 特別養護老人ホーム等 特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設をいう。
- (5) 施設整備 次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること及び当該整備に伴って必要となる初度設備の整備をすること。
増床	既存施設の増築によって定員を増加するための整備をすること及び当該整備に伴って必要となる初度設備の整備をすること。

改修増床	既存施設の増築を伴わず施設内部の改修によって定員を増加するための整備をすること及び当該整備に伴って必要となる初度設備の整備をすること。
改築	既存施設の定員を増加せずに、既存施設を取り壊して新たに施設を整備すること（建築後おおむね30年以上経過し、改築を必要と認める施設の改築に限る。）及び当該整備に伴って必要となる初度設備の整備をすること。
大規模修繕	既存施設について、次のいずれかに該当する工事。 ア 建築後15年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事及び外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 イ 建築後15年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の表の左欄に掲げる施設種別の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める整備区分のうち、市長が必要と認める施設整備を行う事業とする。

施 設 種 別	整 備 区 分
特別養護老人ホーム （改築、大規模修繕については、社会福祉法人が開設した施設に限る。）	別表第1で定めるいずれかの整備及び大規模修繕
老人短期入所施設	創設（特別養護老人ホームの創設整備に伴う併設に限る。）

- 2 前項の規定にかかわらず、改築及び大規模修繕について、補助の対象となる施設が既に大規模修繕に係るこの補助金又は他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して15年以上経過していないときは、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業に係る施設整備に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の取得（建物の新築に比べ、相当に効率的であると認められる場合におけるものを除く）に要する費用
- (3) 職員の宿舍の整備に要する費用
- (4) その他市長が適切でないと認める費用

(補助金の交付額)

第5条 前条に規定する経費に対する補助金の交付額は、次の各号に掲げる整備区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の範囲内で、市長が認める額とする。

- (1) 創設、改築（第3号に該当する部分を除く。）及び増床

別表第2の施設種別及び整備区分ごとに、同表の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金、その他収入額（対象経費に係るものに限る。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該施設の定員数（増床にあつては、増加定員数）を乗じて得た額の合計額と比較して少ない方の額とする。

- (2) 改修増床

別表第2の施設種別及び整備区分ごとに、同表の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金、その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と、同表の基準額に増加定員数を乗じて得た額の合計額と比較して少ない方の額とする。

- (3) 大規模修繕

別表第2の施設種別及び整備区分ごとに、同表の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金、その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と、同表の基準額とを比較して少ない方の額とする。

- (4) 創設、改築、増床、改修増床（当該整備に伴う初度設備の整備に限る。）

別表第3の対象経費にかかった実支出額と、総事業費から寄附金、その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と、同表の基準額とを比較して少ない方の額。

（補助金の交付条件）

第6条 補助金の交付決定に当たり、市長が付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助額の算定にかかわらない軽微な変更についてはこの限りでない。

- (2) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な場合を除く。）

イ 建物の用途

ウ 入所定員

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、市長の承認を受けなければならない。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、処分制限期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）を準用する。

- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、当該補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第13号により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、この報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(9) 補助事業に係る建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) 社会福祉法人（社会福祉法人設立準備会を含む。）が事業を行うために締結する契約は、川口市契約に関する規則及び川口市建設工事等入札参加資格に関する規則によらなければならない。

(11) この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附配分金、及び日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団、並びにこれらに準ずる団体が交付する補助金、助成金等の交付を受けてはならない。

(12) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等（共同募金会に対する指定寄附金を除く。）の資金提供を受けてはならない。

（協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の協議書を提出し、協議の申出をしなければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」）として採択するか否かを検討し、その結果を様式第2号の通知書により通知をするものとする。

（交付申請）

第8条 前条第2項の規定により補助対象事業として採択する旨の通知を受けた者（以下「申請者」）は、様式第3号の申請書及び市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、その旨を様式第4号の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに当該申請者に対してその旨を通知するものとする。

（事業内容等の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した内容を変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは速やかに様式第5号の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、様式第6号により申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、次の各号で掲げる報告書をそれぞれ当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 工事着工報告書（様式第7号）工事を着工した日から起算して5日以内

(2) 工事進捗状況報告書（様式第8号）毎年度1月10日まで

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助金に係る事業を実施し、様式第9号の報告書及び市長が別に定める書類（以下、「報告書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、補助事業の完了の日から起算して25日を経過する

日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認に係る通知を受理した日から起算して２５日を経過する日）又は事業年度の３月１５日のいずれか早い日までに行うものとする。

なお、繰越により補助事業が翌年度に引き続き行われるときは、整備費補助金の交付決定に係る事業年度の３月３１日までに様式第１０号による報告書を市長に提出して行わなければならない。

（補助金等の確定）

第１３条 市長は、前条の規定により報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等を審査し、又は必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１１号の通知書により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第１４条 補助金は規則第１４条第１項のただし書の規定により、概算払いで交付することができるものとする。

２ 補助事業者は、様式第１２号の請求書を市に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消し）

第１５条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取消することができる。

- （１）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （２）補助金を他の用途に使用したとき。
- （３）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- （４）補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- （５）入所定員、資金計画等、事業計画に著しい変更があったとき。
- （６）補助事業が予定の期間内に完了しないとき。
- （７）事業計画の変更を速やかに市長に届け出なかったとき。

（書類の整備等）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

整備区分	市街化調整区域	市街化区域
創設、増床、改修増床 及び改築	特別養護老人ホームの総整備床数 のうち、従来型多床室を原則 2/3 以上整備すること。（※）	すべての特別養護老人 ホームの整備

（※）上記の定義で算出した従来型多床室を 1 から 10 の範囲で減らし、ユニット型の床数に加えることは可とする。ただし、総整備床数に占める従来型多床室の割合が 60 パーセントを下回らないこと。

別表第 2（第 5 条関係）

施設種別	整備区分	基準額	対象経費
特別養護老人ホーム	創設	定員 1 人あたり 3, 000, 000 円	施設整備に必要な工事費 又は工事請負費（冷暖房 工事費、浄化槽工事費、 昇降機工事費又はスプリ ンクラー工事費を含み、 第 4 条各号に掲げる費用 を除く。）
	増床	増加定員 1 人あたり 2, 160, 000 円	
	改修増床	増加定員 1 人あたり 100, 000 円	
	改築	定員 1 人あたり 3, 000, 000 円	
	大規模修繕	1 施設あたり 30, 000, 000 円	
老人短期入所施設	創設	定員 1 人あたり 430, 000 円	

注 1) 特別養護老人ホームについて、改築と併せて増床するときの増床部分に対する補助金の基準額は、増床にかかる基準額を適用する。

別表第3（第5条関係）

施設種別	整備区分	基準額	対象経費
特別養護老人ホーム （1施設あたり）	創設	300万円	設備整備に必要な需要費 （消耗品費）、備品購入 費又は工事請負費
	増床	（市内業者調達額が1,000万円以上）	
	改修増床	200万円	
	改築	（市内業者調達額が1,000万円未満）	

※市内業者とは川口市物品入札（見積）参加資格者名簿において所在地が川口市となっている業者を指す。